

休日相談所

法務局職員、^(注1)公証人、^(注2)人権擁護委員、
弁護士、^(注2)司法書士、土地家屋調査士
が無料で御相談をお受けします。

開催日時
10/1
(日)

午前10時から午後3時まで

全国一斉！法務局

忘れていませんか？相続登記

相続登記をしないまましていると、複数の相続が発生するなどして、権利関係が複雑になってしまうことも考えられます。土地・建物の所有者が亡くなった場合は、相続登記の手続きが必要です！

土地の境界問題

土地の境界問題は、いったいどこに、誰に、相談すればいいの？
土地の境界が分からない！隣地との境界でもめている！

日常生活の様々な心配ごとや、困りごと…

建物を新築した場合の登記手続きはどうしたらいいの？
会社の役員を変更したいけど登記手続きはどうしたらいいの？

秘密は厳守します。お気軽に御相談ください。

会場の御案内

- ① 仙台法務局本局 TEL022-225-5720
- ② 石巻支局 TEL0225-22-6188
- ③ 気仙沼支局 TEL0226-22-6692

相談は無料です！事前予約制です！
(予約がなくても相談できますが、御予約者優先となります。)
お問合せは裏面の各法務局まで！

主催 仙台法務局
協力 仙台公証人会／宮城県人権擁護委員連合会／宮城県司法書士会／
宮城県土地家屋調査士会／法テラス宮城

【お問合せ先】仙台法務局民事行政調査官室 Tel.022-225-5720

(注1) 公証人による相談は、仙台法務局本局、石巻支局での実施となります。

(注2) 弁護士による相談は、仙台法務局本局、気仙沼支局での実施となります。また、事前の予約が必要です(受付期間9月19日(火)から9月28日(木)まで)。御予約は法テラス宮城(☎ 050-3383-5538)まで。

全国一斉！法務局休日相談所 宮城県内の会場

日時：平成29年10月1日（日）

午前10時から午後3時まで

★は弁護士による相談もお受けします（事前予約制）。

01.

★仙台法務局本局
仙台市青葉区春日町7番25号
仙台第3法務総合庁舎
☎022-225-5720



02.

仙台法務局石巻支局
石巻市恵み野六丁目5-6
☎0225-22-6188



03.

★仙台法務局気仙沼支局
気仙沼市河原田二丁目2-20
NTT気仙沼ビル1F
☎0226-22-6692



事前の御予約及び詳細等に関するお問合せは、上記の法務局まで。